

鳥取県公報

平成18年3月28日(火) 号外第38号

每週火:金曜日発行

次 目

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する 条 条例 (23) (市町村振興課)4 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する 鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する

───公布された条例のあらまし───

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情 に応じた行政を積極的に展開し、もって住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の 権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する。

- 2 条例の概要
 - (1) 次の表の左欄に掲げる事務(その事務が当該町の区域のみに係る場合に限る。)は、それぞれ同表 の右欄に掲げる町が新たに処理する。

事務	市町村
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳の交付の	若桜町
申請の受理及び知事への送付等	
2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令に基づく居住地の変更の届	
出の受理及び知事への送付等	
3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則に基づき知事が返還する	
被爆者健康手帳の被爆者への引渡し等	
4 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内における開発行為の	伯耆町
許可等	

- (2) 施行期日は、平成18年4月1日とする。
- (3) 所要の経過措置を講じる。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 総合療育センターに重症心身障害児施設を開設することに伴う所要の規定の整備を行う。

- (2) 障害者自立支援法が施行され、児童福祉法の規定に基づく児童短期入所、身体障害者福祉法の規定に基づく身体障害者短期入所及び知的障害者福祉法の規定に基づく知的障害者短期入所が、障害者自立支援法の規定に基づく短期入所に統合されることに伴う所要の規定の整備を行う。
- (3) 次の施設の利用等について、使用料若しくは手数料として徴収し、又は利用料金として指定管理者に収受させることに伴う所要の規定の整備を行う。

皆成学園、総合療育センター、鹿野かちみ園又は鹿野第二かちみ園における食事の提供その他の施設の利用

総合療育センターにおける健康保険法に規定する療養の給付の対象とならない予防接種等の利用 総合療育センター、鳥取療育園及び中部療育園における療養検査結果を記載した書面の交付 鳥取県立皆生尚寿苑における介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護及び介護予防特定 施設入居者生活介護の提供

(4) 鳥取県立社会福祉施設の利用許可の取消しその他の所要の規定の整備を行う。

2 条例の概要

- (1) 総合療育センターの施設種別を肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設 (現行 肢体不自由児施 設) に改める。
- (2) 皆成学園、総合療育センター、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園における障害者自立支援法に規定する短期入所に係る利用について、同法に規定する指定障害福祉サービスに通常要する費用として厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として徴収し、又は利用料金として指定管理者に収受させることとし、その額を定める。
- (3) 皆成学園、総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園、鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園において、次のとおり、使用料若しくは手数料を徴収し、又は利用料金を指定管理者に収受させることとし、その額を定める。

使用料及び利用料金

名称	区分金額		
皆成学園	食事の提供その他の施設の利用 (規則で	利用に係る実費を勘案して規則で定め	
	定めるものに限る。)	る額	
総合療育センター	食事の提供その他の施設の利用 (規則で		
	定めるものに限る。)		
	健康保険法の規定による療養の給付の対	健康保険法の規定による療養に要する	
象とならない予防接種及び虫歯予防		費用の算定方法に準じて算定した規則	
	素塗布の利用	で定める額	
鹿野かちみ園	食事の提供その他の施設の利用 (指定管	指定管理者が、あらかじめ知事の承認	
 鹿野第二かちみ園	理者が、あらかじめ知事の承認を得て定	を得て定める額	
庇封 年上 かりの風	めるものに限る。)		

手数料

名称	区分	金額
総合療育センター	検査結果を記載した書面	1 枚につき10円
鳥取療育園		
中部療育園		

(4) 鹿野かちみ園及び鹿野第二かちみ園における障害者自立支援法に規定する施設入所支援に係る利用 について、同法に規定する指定障害福祉サービスに通常要する費用として厚生労働大臣が定める基準に より算定した費用の額を利用料金として指定管理者に収受させる。 (5) 鳥取県立皆生尚寿苑における介護保険法の規定に基づく特定施設入居者生活介護又は介護予防特定 施設入居者生活介護の利用について、次のとおり、利用料金として指定管理者に収受させることとし、 その額を定める。

区分	利用料金の額
特定施設入居者生活介護	介護保険法に規定する居宅サービスに通常要する費用として厚生労働大臣
	が定める基準により算定した費用の額
介護予防特定施設入居者	介護保険法に規定する介護予防サービスに通常要する費用として厚生労働
生活介護	大臣が定める基準により算定した費用の額

- (6) 鳥取県立社会福祉施設の利用許可の取消しの根拠規定その他の所要の規定の整備を行う。
- (7) 施行期日等

施行期日は、平成18年4月1日とする。ただし、(4)は同年10月1日、(5)は規則で定める日と する。

鳥取県住民基本台帳法施行条例について所要の規定の整備を行う。

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 障害者自立支援法の施行に伴う障害福祉サービスの一元化等にかんがみ、鳥取県障害者施策推進協 議会 (以下「協議会」という。) の機能強化を図るため、協議会の所掌事務並びに委員の定数及び構成 を見直す。
 - (2) (1)に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく地方精神保健福祉審議会の事務を 協議会が行うこととし、鳥取県精神保健福祉審議会条例は、廃止する。
- 2 条例の概要
 - (1) 協議会は、障害者基本法の規定に基づく事務のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の 規定により地方精神保健福祉審議会が行う事務を所掌する。
 - (2) 協議会の委員について、その定数を20人以内(現行 15人以内)に増員するとともに、新たに障害 福祉サービス事業を行う者を加える。
 - (3) その他所要の規定の整備を行う。
 - (4) 施行期日等

施行期日

施行期日は、平成18年4月1日とする。

鳥取県精神保健福祉審議会条例の廃止

鳥取県精神保健福祉審議会条例は、平成18年3月31日限りで廃止する。

準備行為

委員の定数の増員により新たに任命する委員(以下「新委員」という。)の任命手続等の行為は、 施行期日前においても行うことができる。

新委員の任期

新委員の任期は、現任委員の任期満了の日 (平成19年6月30日) までとする。

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、精神保健福祉センターの業務の追加等が 行われたことに伴い、鳥取県立精神保健福祉センターの業務に障害者自立支援法に基づく自立支援医療費 の支給認定に関する業務等を加える等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、鳥取県立精神保健福祉センターの業務について追加等を行う。

追加する事務	ア 自立支援医療費の支給認定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必		
(障害者自立支援	要とするもの		
法に基づく事務)	イ 市町村が介護給付費等の支給要否決定を行うに当たり意見を述べること。		
	ウ 市町村が行う介護給付費等の支給要否決定等の業務に関し、市町村に対し		
	技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。		
削除する事務	通院医療費の支給要否決定に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要		
(精神保健及び精	とするものを行うこと。		
神障害者福祉に関			
する法律に基づく			
事務)			

(2) 施行日は、平成18年4月1日とする。

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県条例第23号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例 (平成11年鳥取県条例第35号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下「移動別表細目」という。)を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。) を当該改 正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (別表の細目の表示を除く。) に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改正後	改正後		
別	表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
	事務	市町村等	事務市町村等	
	1~8 略		1~8略	
	8の2 原子爆弾被爆者に対する援	鳥取市、境	8の2 原子爆弾被爆者に対する援 鳥取市、境	
	護に関する法律 (平成6年法律第	港市、 <u>八頭</u>	護に関する法律(平成6年法律第一港市、八頭	
	117号) に基づく事務のうち、次	郡の町並び	117号)に基づく事務のうち、次 郡智頭町及	

に掲げるもの	に東伯郡湯
(1)及び(2) 略	梨浜町及び
()	北栄町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援	鳥取市、境
護に関する法律施行令 (平成7年	港市、八頭
政令第26号) に基づく事務のうち、	郡の町並び
次に掲げるもの	に東伯郡湯
(1)~(3) 略	梨浜町及び
	北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援	鳥取市、境
護に関する法律施行規則 (平成7	港市、八頭
年厚生省令第33号) に基づく事務	郡の町並び
のうち、次に掲げるもの	に東伯郡湯
(1)~(3) 略	梨浜町及び
	北栄町
9~24の5 略	
24の6 農業振興地域の整備に関す	
る法律 (昭和44年法律第58号) に	囲丁
基づく事務のうち、次に掲げるも	
の	
(1) 第15条の2第1項の規定に	
よる農用地区域内における開発	
行為の許可	
(2) 第15条の2第6項の規定に よる農業会議の意見の聴取	
よる展業会議の息見の聴取 (3) 第15条の3の規定による開	
発行為の中止の命令及び復旧に	
必要な行為をすべき旨の命令 (4) 第15条の4第1項の規定に	
(4) 第15宗の4第1頃の規定に よる必要な措置の勧告	
(5) 第15条の4第2項の規定に	
よる勧告に従わない旨及び勧告	
よる勧告に促わない自及び勧告 の内容の公表	
24の7 略	
24の 8 略	
25~48 略	
20 TO MI	

に掲げるもの	び八頭町並
(1)及び(2) 略	びに東伯郡
	湯梨浜町及
	び北栄町
8の3 原子爆弾被爆者に対する援	鳥取市、境
護に関する法律施行令 (平成7年	港市、 <u>八頭</u>
政令第26号) に基づく事務のうち、	郡智頭町及
次に掲げるもの	び八頭町並
(1)~(3) 略	びに東伯郡
	湯梨浜町及
	び北栄町
8の4 原子爆弾被爆者に対する援	鳥取市、境
護に関する法律施行規則 (平成7	港市、 <u>八頭</u>
年厚生省令第33号) に基づく事務	郡智頭町及
のうち、次に掲げるもの	び八頭町並
(1)~(3) 略	びに東伯郡
	湯梨浜町及
	び北栄町

9~24の5 略

24の6 略 24の7 略 25~48 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属 する事務の処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表8の2の項から8の4の項まで及び24の 6の項に掲げる許可等の処分その他の行為(以下「移譲事務」という。)については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町の した移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする移譲事務についても、同様とす

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成.18年 3 月28日

鳥取県知事 片 山

鳥取県条例第24号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例 (昭和39年鳥取県条例第11号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 改 前 (設置) (設置) 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。 第2条 鳥取県立社会福祉施設を次のとおり設置する。

種別	名称	位置
略		
肢体不自由	鳥取県立総合療育センター	米子市
児施設及び		
重症心身障		
害児施設		
肢体不自由	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市
児施設	鳥取県立中部療育園	倉吉市
略		

種別	名称	位置	
略			
肢体不自由	鳥取県立総合療育センター	米子市	
児施設			
	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市	
	鳥取県立中部療育園	倉吉市	
略			

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (平成17年鳥取県条例第54号) の一部を次のように改正する。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の改正文の第2段落中「条 の表示及び」を「条及び項の表示並びに」に改める。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福 祉施設の設置及び管理に関する条例第3条の改正規定を次のように改める。

改正後 改正前 (利用の許可) (利用の許可) 第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥|第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥 取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 (次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施 の許可を受けなければならない。 設の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。 第12条から第14条までにおいて同じ。) の許可を受 けなければならない。

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福 祉施設の設置及び管理に関する条例第4条から第10条までを第7条から第12条までとする改正規定を次のよう に改める。

> 改正後 改正前

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

- 第7条 障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) │第4条 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条 第5条第8項に規定する短期入所(次条及び第9条 において「短期入所」という。) に係る鳥取県立皆 成学園の利用については、同法第29条第3項の厚生 労働大臣が定める基準により算定した費用の額の使 用料を徴収する。ただし、児童福祉法 (昭和22年法 律第164号) 第21条の25第1項の措置による利用に ついては、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、鳥取県立皆成学園に おける食事の提供その他の施設の利用 (規則で定め るものに限る。) については、利用に係る実費を勘 案して規則で定める額の使用料を徴収する。

(肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設における 使用料及び手数料の徴収)

第8条 短期入所に係る鳥取県立総合療育センターの|第5条 児童短期入所に係る鳥取県立総合療育センター 利用については、障害者自立支援法第29条第3項の 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 の使用料を徴収する。ただし、児童福祉法第21条の 25第1項又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第 37号) 第15条の32第1項の措置による利用について は、この限りでない。

(知的障害児施設における使用料等の徴収)

の2第4項に規定する児童短期入所 (次条及び第6 条において「児童短期入所」という。) に係る鳥取 県立皆成学園の利用については、同法第21条の10第 2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定 した費用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第 21条の25第1項の措置による利用については、この 限りでない。

(肢体不自由児施設における使用料及び手数料の徴収)

- の利用については、児童福祉法第21条の10第2項第 1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費 用の額の使用料を徴収する。ただし、同法第21条の 25第1項の措置による利用については、この限りで ない。
- 2 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) 第4条 第4項に規定する知的障害者短期入所 (次条におい て「知的障害者短期入所」という。) に係る鳥取県 立総合療育センターの利用については、同法第15条

2 略

- 3 鳥取県立総合療育センターにおける健康保険法第 63条第1項に規定する療養の給付の対象とならない 予防接種及び虫歯予防フッ素塗布については、同法 第76条第2項の厚生労働大臣が定めるところにより 行う算定方法に準じて算定した規則で定める額の使 用料を徴収する。
- 4 前3項に規定するもののほか、鳥取県立総合療育 センターにおける食事の提供その他の施設の利用 (規則で定めるものに限る。) については、利用に係 る実費を勘案して規則で定める額の使用料を徴収す る。

5 略

(知的障害者更生施設における利用料金)

取県立鹿野第二かちみ園の利用に係る料金(以下 「利用料金」という。) は、障害者自立支援法第29条 第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した 費用の額とする。ただし、児童福祉法第21条の25第 1項、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第18条第1項又は知的障害者福祉法第15条の32第1 項の措置による利用については、この限りでない。

害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取 県立鹿野第二かちみ園の利用料金は、同法第15条の

の5第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額の使用料を徴収する。ただし、 同法第15条の32第1項の措置による利用については、 この限りでない。

3 略

4 略

(知的障害者更生施設における使用料の徴収)

- 第9条 短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥 | 第6条 知的障害者短期入所に係る鳥取県立鹿野かち み園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用について は、知的障害者福祉法第15条の5第2項第1号の厚 生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の 使用料を徴収する。ただし、同法第15条の32第1項 の措置による利用については、この限りでない。
 - 2 児童短期入所に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥 取県立鹿野第二かちみ園の利用については、児童福 祉法第21条の10第2項第1号の厚生労働大臣が定め る基準により算定した費用の額の使用料を徴収する。 ただし、同法第21条の25第1項の措置による利用に ついては、この限りでない。
 - 3 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第 4 条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る 鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿野第二かちみ 園の利用については、同法第17条の4第2項第1号 の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の 額の使用料を徴収する。ただし、同法第18条第1項 の措置による利用については、この限りでない。
- 2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障 4 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的 障害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び 鳥取県立鹿野第二かちみ園の利用については、同法

11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により 算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1 項第2号の措置による利用については、この限りで

- 3 前2項に規定するもののほか、鳥取県立鹿野かち み園及び鳥取県立鹿野第二かちみ園における食事の 提供その他の施設の利用 (指定管理者が、あらかじ め知事の承認を得て定めるものに限る。) に係る利 用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を 得て定める。
- 4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。
- ところにより、指定管理者にその収入として収受さ せる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金)

- 第3に定める額の範囲内において、利用者の経済的 事情に応じて規則で定める額の使用料を徴収する。
- 2 鳥取県立福原荘の利用料金は、別に定めるところ により、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 前項の利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知 事の承認を得て定める。
- 4 知事は、前項の規定により利用料金を承認したと きは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第11条 略

2 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定め た基準に従い、鳥取県立福原荘に係る利用料金を減 額し、又は免除しなければならない。

第15条の11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基 準により算定した費用の額の使用料を徴収する。た だし、同法第16条第1項第2号の措置による利用に ついては、この限りでない。

5 第1項から第3項までの利用料金は、別に定める | 5 前各項の使用料は、第9条の規定に基づき当該施 設の管理に関する事務の委託を受けた社会福祉法人 鳥取県厚生事業団にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料の徴収)

第10条 鳥取県立岩井長者寮の利用については、別表 第7条 鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘の利 用については、別表第3に定める額の範囲内におい て、利用者の経済的事情に応じて規則で定める額の 使用料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 略

(管理の委託)

第9条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の管理に関す る事務を次のとおり委託する。

種別	名称	委託先	委託事務
知的障	鳥取県立	社会福祉法人	施設設備の保
害者更	鹿野かち	鳥取県厚生事	全並びに入所
生施設	み園	業団	者の保護及び
			その更生に必
			要な指導訓練
			に関する事務
i		1	

_			
	鳥取県立		
	鹿野第二		
	かちみ園		
養護老	鳥取県立	社会福祉法人	施設設備の保
人ホー	皆生尚寿	鳥取県厚生事	全及び入所者
4	苑	業団	の養護に関す
			る事務
軽費老	鳥取県立	社会福祉法人	施設設備の保
人ホー	福原荘	米子福祉会	全及び入所者
厶			に対する給食
			その他日常生
			活上必要な便
			宜の供与に関
			する事務

(行為の制限等)

- 第12条 鳥取県立社会福祉施設においては、次の行為をしてはならない。
 - (1) 鳥取県立社会福祉施設の施設設備をき損し、 若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をす ること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある 行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれの ある者に対しては、鳥取県立社会福祉施設の利用を 拒み、又は鳥取県立社会福祉施設からの退去を命ず ることができる。

(措置命令)

第13条 知事は、鳥取県立社会福祉施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者 (法令の特別の定めにより鳥取県立社会福祉施設を利用する者を含む。以下「利用者」という。) に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第14条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当 すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受け たとき。
- (6) 正当な理由がなく使用料又は利用料金を滞納 したとき。
- (7) 正当な理由がなく引き続き30日以上利用しな いとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、鳥取県立社会福祉施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(規則への委任)

第15条 略

(規則への委任)

第10条 略

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例第2条の規定中、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例別表第2の改正規定を次のように改める。

改正後				改正前	
別表第2 (第8条関係)		別	表第2(<u>第5条</u> 関係)		
	区分	金額		区分	金額
	略			略	
	通院入院証明書以外の証	1通につき 1,990円		通院入院証明書以外の証	1通につき 1,990円
	明書			明書	
	検査結果を記載した書面	1枚につき 10円			
			1		

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(知的障害者更生施設における利用料金)	(知的障害者更生施設における利用料金)
第9条 略	第9条 略
2 障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入	2 知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障
所支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取県立鹿	害者施設支援に係る鳥取県立鹿野かちみ園及び鳥取
野第一かちみ扇の利用料金は、同法第29条第3項の	県立鹿野第一かちみ園の利用料金は、同法第15条の

厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 とする。ただし、知的障害者福祉法第16条第1項第 2号の措置による利用については、この限りでない。

3~5 略

11第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により 算定した費用の額とする。ただし、同法第16条第1 項第2号の措置による利用については、この限りで ない。

3~5 略

第4条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する 同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条 (以下この条において「移動後条」という。) が存在する場 合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条 (以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条の表示及び追加条を除く。) に改める。

> 改正後 改正前

(利用の許可)

第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥 第3条 法令の特別の定めがある場合を除くほか、鳥 取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 (次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施 設の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。 第13条から第15条までにおいて同じ。) の許可を受 けなければならない。

(鳥取県立皆生尚寿苑における特定施設入居者生活介 護等の利用に係る使用料又は利用料金)

- 第10条 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険 法 (平成9年法律第123号) 第8条第11項に規定す る特定施設入居者生活介護の利用料金は、同法第 41条第4項第2号の厚生労働大臣が定める基準によ り算定した費用の額とする。
- 2 鳥取県立皆生尚寿苑の入所者による介護保険法第 8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者 生活介護の利用料金は、同法第53条第2項第2号の 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 とする。
- 3 前2項の利用料金は、別に定めるところにより、 指定管理者にその収入として収受させる。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金) 第11条 略

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

(利用の許可)

取県立社会福祉施設を利用しようとする者は、知事 (次条に規定する指定管理者が鳥取県立社会福祉施 設の管理を行う場合にあっては、当該指定管理者。 第12条から第14条までにおいて同じ。) の許可を受 けなければならない。

(軽費老人ホームにおける使用料又は利用料金) 第10条 略

(使用料、手数料及び利用料金の減免)

第12条 略

(行為の制限等)

第13条 略

(措置命令)

第14条 略

(利用許可の取消し)

第15条 略

(規則への委任)

第16条 略

第11条 略

(行為の制限等)

第12条 略

(措置命令)

第13条 略

(利用許可の取消し)

第14条 略

(規則への委任)

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は同年10月1日から、第4条の規定は 規則で定める日からそれぞれ施行する。

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 鳥取県住民基本台帳法施行条例 (平成14年鳥取県条例第42号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前

(本人確認情報を利用することができる事務)

定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

る条例 (昭和39年鳥取県条例第11号) による同条 例第3条の許可 (鳥取県立岩井長者寮に係るもの に限る。) に関する事務であって規則で定めるも

(6)~(11) 略

(本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で | 第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で 定める事務は、次に掲げるものとする。

(1)~(4) 略

(5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す (5) 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関す る条例 (昭和39年鳥取県条例第11号) による同条 例第3条の許可(鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県 立福原荘に係るものに限る。) に関する事務であっ て規則で定めるもの

(6)~(11) 略

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第25号

鳥取県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

鳥取県障害者施策推進協議会条例(昭和47年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号 (以下「移動条等」という。) に対応する同 表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動後条等」という。)が存在する場合に は、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条 等(以下「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する 同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合 には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	LX II. H'I

(目的)

設置に関し必要な事項を定めるとともに、障害者基 本法 (昭和45年法律第84号) 第26条第3項及び精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法 律第123号) 第9条第3項の規定に基づき必要な事 項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本県の障害者の福祉に関する事項の調査審議 等を行わせるため、鳥取県障害者施策推進協議会 (以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 障害者基本法第26条第2項各号に掲げる事務
 - (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 9条第1項及び第2項に掲げる事務

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

- る。
- (1) 略
- (2) 障害者関係団体の役職員
- (3) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号) 第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を 行う者
- (4) 略

(目的)

第1条 この条例は、鳥取県障害者施策推進協議会の | 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第 84号) 第26条第3項の規定に基づき、鳥取県障害者 施策推進協議会 (以下「協議会」という。) の組織 及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とす る。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命す 2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命す る。
 - (1) 略
 - (2) 障害者関係団体の代表

(3) 略

の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期は、前項第4号に掲げる者のうちから 3 委員の任期は、前項第3号に掲げる者のうちから 任命される委員を除き、2年とする。ただし、補欠| 任命される委員を除き、2年とする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

(会長及び副会長)

第5条 略

第3条 略

(会議)

(会議)

第6条 略

第4条 略

(雑則)

(雑則)

第7条 略

第5条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。 (鳥取県精神保健福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取県精神保健福祉審議会条例 (昭和40年鳥取県条例第33号) は、廃止する。

(準備行為)

3 改正後の鳥取県障害者施策推進協議会条例 (以下「新条例」という。) 第4条第1項に規定する委員の定数 の異動により新たに任命する委員(以下「新委員」という。)の任命に関し必要な手続その他の行為は、この 条例の施行前においても行うことができる。

(委員の任期の特例)

4 新委員の任期は、新条例第4条第3項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員(同 条第2項第4号に掲げる者のうちから任命された委員を除く。)の任期満了の日までとする。

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第26号

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年鳥取県条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄 中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号 とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた 部分 (号の表示及び追加号を除く。) を加える。

改正後	改正前
(NEZP)	(NETA)
(業務)	(業務)
第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を	第3条 精神保健福祉センターは、次に掲げる業務を
行う。	行う。
(1)~(4) 略	(1)~(4) 略
(5) 法第45条第1項の申請に対する決定及び障害	(5) 法 <u>第32条第3項及び</u> 第45条第1項の申請に対
者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第52条第	する決定に関する事務のうち専門的な知識及び技
1項に規定する支給認定 (精神障害者に係るもの	術を必要とするもの
<u>に限る。)</u> に関する事務のうち専門的な知識及び	
技術を必要とするもの	
(6) 障害者自立支援法第22条第2項の規定により、	
市町村が同条第1項に規定する支給要否決定を行	
うに当たり意見を述べること。	
(7) 障害者自立支援法第26条第1項の規定により、	
市町村に対し技術的事項についての協力その他必	
要な援助を行うこと。	
<u>(8)</u> 略	<u>(6)</u> 略
(9) 略	(7) 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。